

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託(その2)	01-02:機械設備等保守点検	(株)日本管財環境サービス	9,669,000	令和7年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)	16,324,000	令和7年2月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)	17,928,350	令和7年3月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社日本管財環境サービス

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは、株式会社セキスイエンバイロメント（現積水アクアシステム株式会社）であるが、保守点検等については、株式会社日本管財環境サービスにすべて移管しているため、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、株式会社日本管財環境サービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本保守委託は、南港市場大動物棟及び小動物棟に設置されていると畜解体設備の試運転業務委託を行うものである。

大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備は、花木工業株式会社が施工した設備であり、業務を実施するにあたっては設備の構造や仕組み等を理解している必要があり、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。

また同社でなければ、試運転後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対し保証することが出来ない。

以上のことから、本保守委託に対して一貫して責任を持ち、業務を実施することができるのは上記業者のみであるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市中心卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場で行われる牛及び豚のと畜で使用する解体処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは六星工業株式会社であるが、同社は、当該設備にかかる一切の業務を花木工業株式会社に移管し、平成 18 年 3 月に撤退している。

花木工業株式会社は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を整えている関西で唯一の業者である。

また、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業株式会社より引き継いでおり、制御システム及び現場実状を熟知しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）